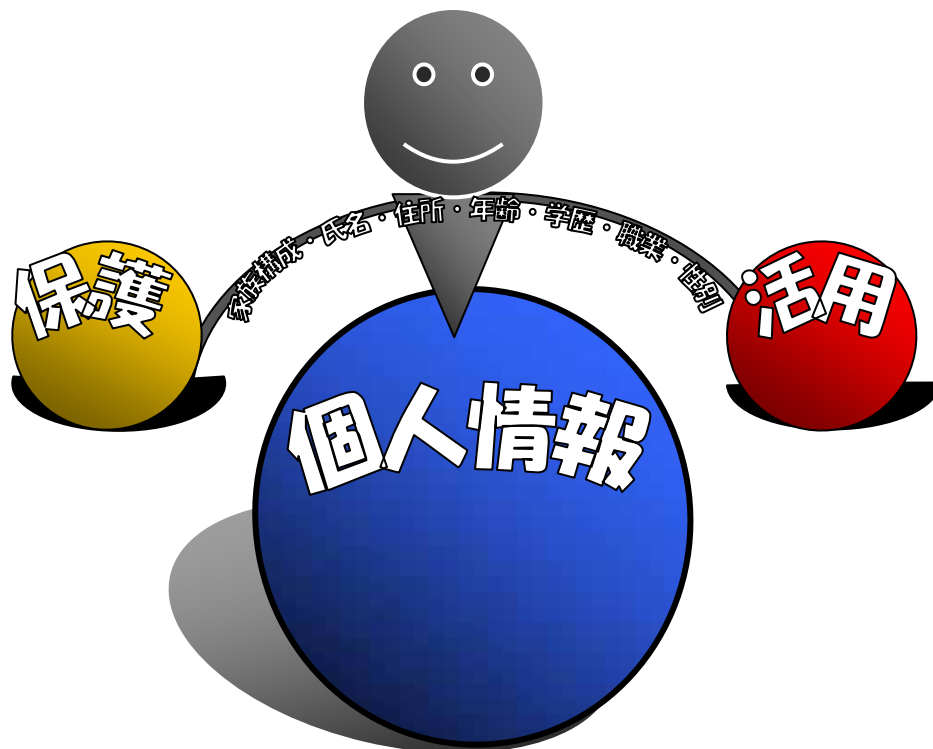


個人情報保護制度のあらまし



個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

個人情報保護制度を正しく理解し、
個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用しましょう。

目次

- 1 個人情報保護に関する法体系
- 2 米子市の個人情報保護制度
- 3 個人情報保護の過剰反応に関する Q & A

参考 米子市個人情報保護条例

米子市 総務部 総務管財課 情報公関係

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町1丁目1番地
代表電話：(0859)22-7111 ・ 直通電話：(0859)23-5352
Eメール（総務管財課あてのメール）：somu@yonago-city.jp

平成21年3月作成

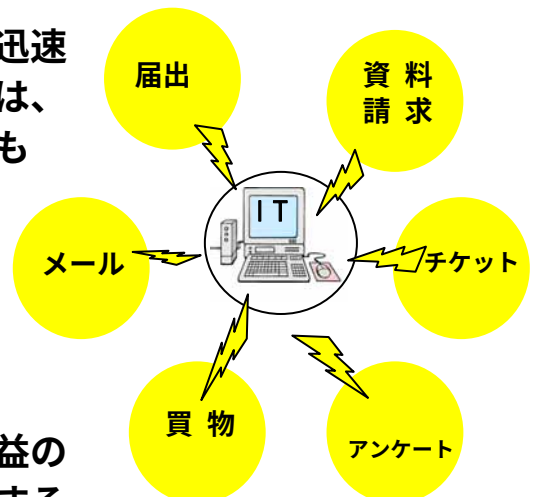
はじめに

経済・社会の情報化が進み、個人情報を利用したいろいろなサービスが提供され、私たちは大変便利な生活を手に入れました。また、これまでも、個人情報をお互いに利用し合うことにより、地域社会の協力や連携が図られてきました。

さらに、行政機関や民間事業者については、迅速できめ細やかな各種サービスを提供するためには、個人情報の収集・利用等は欠くことのできないものになっています。

このように、個人情報は、私たちが生活する様々な場面で取り扱われており、個人情報を利用することは、私たちが生活する上で必要不可欠となっています。

個人情報の保護に当たっては、個人の権利利益の保護だけを考えるだけでなく、個人情報を利用することが様々なサービスや人と人とのつながりを支えている、社会にとって利益をもたらす、大変役にたつものであることについても、十分に配慮する必要があります。



しかし、個人情報を守るという意識が強すぎ、何でも「保護」＝「提供・活用しない」という誤解から、必要とされる提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されるなど、いわゆる「過剰反応」が一部で見られます。

個人情報は、保護と活用のバランスが大切です。

「何でも保護」は
誤解

**個人情報保護制度を正しく理解し、
個人情報を適切に管理しつつ、上手に活用しましょう！**



過剰反応については、
「個人情報保護の過剰反応に関する
Q & A」を参考にしてください。

① 個人情報保護に関する法体系

不適切な取扱いや管理による個人情報の流出・漏えいなどにより、個人の権利利益が侵害される事例が発生しています。

こうした中、個人の権利利益が侵害されないよう適正に利用・管理・運用するため、それぞれの立場（規制の対象となる者及び個人情報保護の対象者）ごとに、**適正な取扱いに関するルールを定めています。**



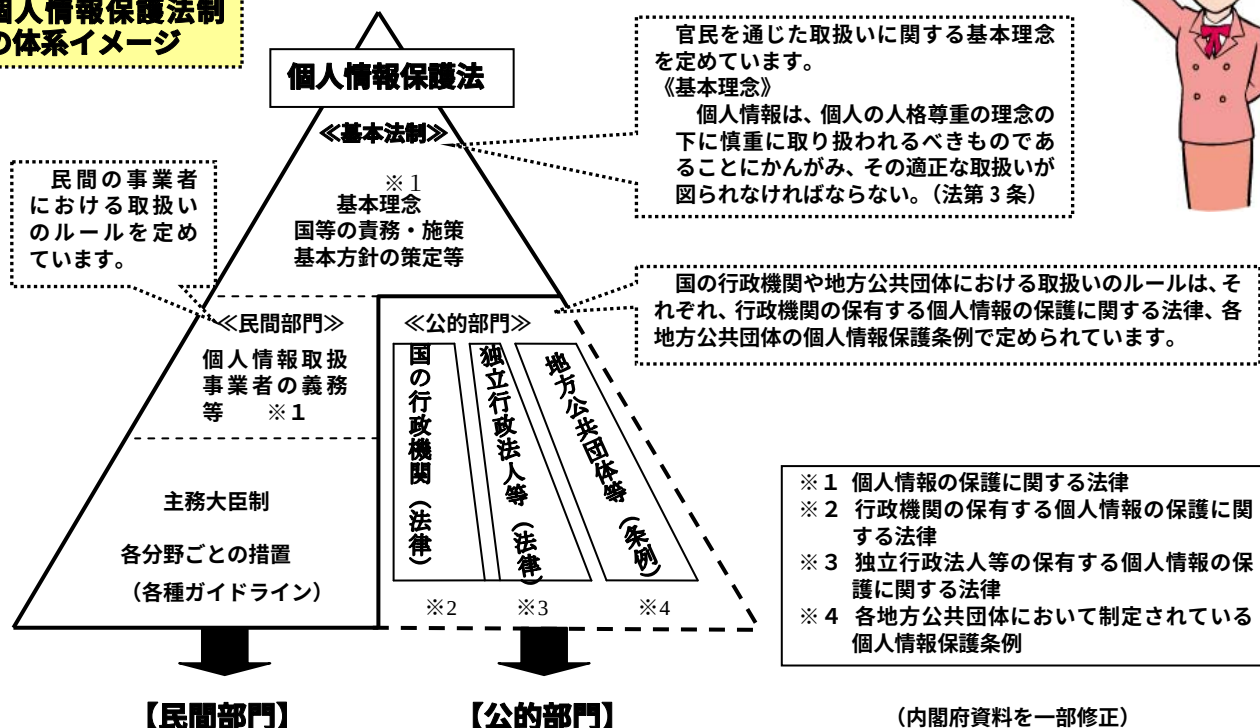
個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）は、**民間事業者（【民間部門】）**が、取り扱う上での最低限守らなければならないルールを定めています。

国の行政機関や地方公共団体（**【公的部門】**）における取扱いのルールは、それぞれ、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、各地方公共団体の個人情報保護条例で定められています。

米子市では、米子市個人情報保護条例で、市が市民のみなさんの個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。



個人情報保護法制の体系イメージ



【民間部門】

○ 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

民間事業者が個人情報を取り扱う上で最低限守らなければならないルールを定めています。

法の義務規定の対象となる者は、5千件を超える個人情報を事業活動に利用している民間事業者（個人情報取扱事業者）です。 つまり、5千件を超える個人情報を事業活動に利用していれば、自治会やNPO法人など非営利団体であっても、法の義務規定の対象となります。

また、法の義務規定の対象とはならなくても、法の趣旨に沿って適切に取り扱うことが大切です。

※ 問い合わせ先 内閣府国民生活局企画課個人情報保護推進室

【公的部門】

○ 米子市個人情報保護条例

米子市が市民のみなさんの個人情報を取り扱う上での必要なルールを定めています。

また、市民及び事業者に対し適正な取扱いについて努力義務を課しています。

※ 詳しくは、米子市の個人情報保護制度（3ページ）をご覧ください。

※ 問い合わせ先 米子市総務部総務管財課情報公関係

○ 鳥取県個人情報保護条例

県が県民のみなさんの個人情報を取り扱う上での必要なルールを定めています。

また、県民及び事業者に対して適正な取扱いについて努力義務を課しています。

さらに、県内の事業者全てに向けて、県民のみなさんの権利利益を保護するために努めるべき「事業者が個人情報を取扱う際に準拠すべき方針」を定めています。

※ 問い合わせ先 鳥取県総務部県民室情報公開担当

○ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

これらの法律は、国や独立行政法人等が国民のみなさんの個人情報を取り扱う上での必要なルールを定めています。

※ 問い合わせ先 総務省行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室



それぞれの問合せ先については、「相談窓口のご案内」を参照してください。

② 米子市の個人情報保護制度



米子市の個人情報保護制度は、市が持っている市民のみなさんの個人情報を適正に管理し、開示、訂正、利用の停止等の権利を保障し、個人情報を保護することにより、市民のみなさんに信頼される市政を実現しようとするものです。



この制度の個人情報とは（条例第2条第3号）

個人に関する情報（死者に関する情報も含む。）であって、特定の個人を識別することができる（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいいます。

この制度を実施する機関（条例第2条第1号）

米子市のすべての機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、議会）

米子市の個人情報保護の取り組み

みなさんのプライバシーを守るために、米子市個人情報保護条例に基づき、次のとおり市が持っている市民のみなさんの個人情報を取り扱います。

○ **収集の方法及び制限**（条例第7条）

- ・ 原則として本人から収集します。
- ・ 収集するときは、集める目的を明らかにし、適法かつ公正な手段により、その目的を達成するために必要な範囲内で行います。
- ・ 思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として収集しません。

○ **利用及び提供の制限**（条例第8条）

収集した個人情報は、本人の同意がある場合や法令等の規定に基づく場合等の例外事項を除いて、その目的以外に利用したり、外部に提供したりしません。

○ **適正管理**（条例第9条）

- ・ 個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じます。
- ・ 収集した個人情報は、正確かつ最新の状態に保ちます。
- ・ 必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、廃棄又は消去します。

○ **委託等に伴う措置**（条例第10条）

市の委託を受けた者又は指定管理者が取り扱う個人情報について、必要な保護措置を明らかにし、これを遵守させます。

○ **罰則**（条例第37条～第42条）

市が保有する個人情報を不当に利用した者又は不当に収集した職員に対する罰則を定めています。

個人情報の開示、訂正、利用の停止等を求める権利

米子市個人情報保護条例において、市が保有する市民のみなさんの個人情報について、以下の権利を保障しています。

開示を請求する権利（条例第 11 条）

だれでも、市の持っているご自分の個人情報の開示を請求することができます。

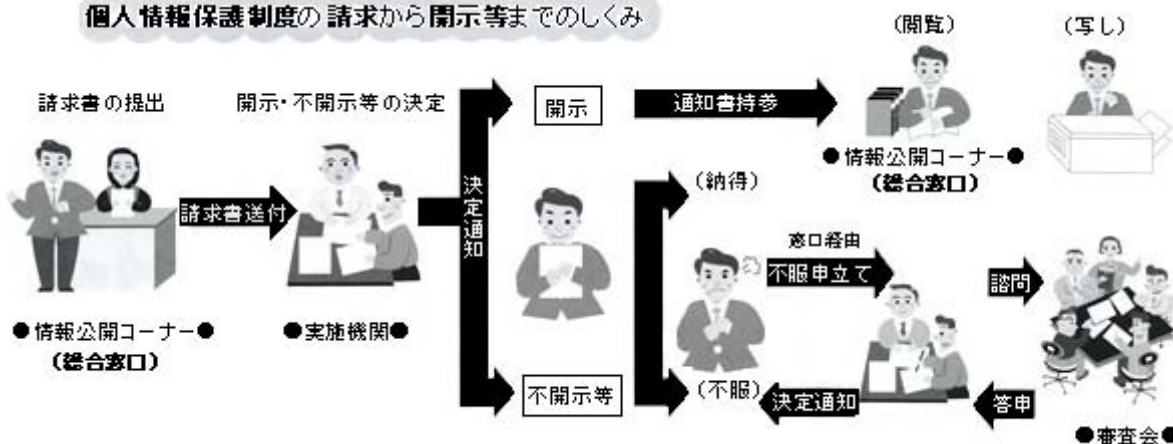
訂正（追加・削除）を請求する権利（条例第 21 条）

開示されたご自分の個人情報に事実の誤りがある場合は、事実を証明する書類等を提示した上で、その情報の訂正（追加・削除）の請求をすることができます。（開示を受けてから 90 日以内に限ります。）

利用の停止、消去又は提供の停止を請求する権利（条例第 22 条）

開示されたご自分の個人情報に、ルール違反による収集又は利用がされている場合は、利用の停止又は消去の請求を、ルール違反の提供がされている場合は、提供の停止の請求を、事実を証明する書類等を提示した上で、することができます。（開示を受けてから 90 日以内に限ります。）

個人情報保護制度の請求から開示等までのしくみ



請求の方法

○ 受付窓口

情報公開コーナー（市役所本庁舎 3 階）を総合窓口とします。ここで、開示、訂正、利用の停止等の請求の受付を行います。その他個人情報に係る様々な相談にも応じています。

○ 請求できる人

原則、ご本人のみ請求することができます。（ただし、本人が未成年又は成年被後見人等の場合のほか、本人が請求することができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人による請求も可能です。）

個人情報保護制度は、本人確認を厳格に行うため、身分証明書など本人を証明するものを提出又は提示していただきます。

原則、ご本人以外
は請求できません。



個人情報の開示、訂正、利用の停止等を求める権利

開示・不開示の決定

開示の請求を受けた日の翌日から起算して 15 日以内に、請求された個人情報を開示するかどうかの決定を行います。やむを得ない理由がある場合は、30 日を限度として決定を延長することができます。

開示の実施

通知書により指定した日時及び場所で、開示される個人情報を閲覧したり、その写しの交付を受けることができます。

費用

個人情報の開示は、無料です。ただし、その写しを必要とする場合は、写しの作成費用を負担していただきます。(1 枚(A3 まで)につきモノクロ 10 円、カラー 50 円)



訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の決定

請求を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止をするかどうかの決定を行います。やむを得ない理由がある場合は、60 日を限度として延長することができます。

費用

訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求は、無料です。

不服申立て

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の決定に関して不服がある場合は、行政不服審査法による不服申立てができます。この場合に市は、学識経験者による「米子市情報公開・個人情報保護審査会」に諮問し、その結果を尊重して、不服申立てに対する決定を行います。

米子市情報公開・個人情報保護審査会

情報公開と個人情報保護制度について学識経験を有する委員 5 人で組織され、不服申立てに関し、中立・公正な立場で審査します。

市民・事業者のみなさんの責務 (条例第 4 条・第 5 条)



米子市個人情報保護条例で、市民・事業者のみなさんに対して、個人情報の適切な取扱いについての努力義務を課しています。

個人情報の重要性を認識し、その取扱いに関し、個人の権利利益を不当に害することがないように努めなければなりません。

③ 個人情報保護の過剰反応に関する Q & A

個人情報保護法の全面施行により、個人情報保護についての意識が高まり、事業者の取り組みも進んできました。

その一方で、法の趣旨の誤解から、必要とされる個人情報の提供が行われなかったり、各種名簿の作成が中止されるなど、「過剰反応」と言われる状況が一部に見受けられます。

この背景としては、個人情報の保護の意識の高まり、個人情報保護法に対する理解不足などが原因として考えられると指摘されています。

個人情報、保護と活用のバランスが大切です。

「何でも保護」は
誤解

ここでは、個人情報保護制度を正しく理解し、個人情報を保護するとともに、適正に活用していただくため、国の機関等が公表している事例の一部を参考に、Q & Aを掲載していますので、参考にしてください。

Q1 個人情報保護法はどんな法律？

自分の情報を勝手に使われたり漏らされたりされないよう、個人情報をきちんと守っていくためのルールを定めたものです。

何に使うか利用の目的を明確にしたり、きちんと管理することを事業者に求めています。



※ 個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的として、個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱う上でのルールを定めています。（法第1条）

→ 「個人情報取扱事業者」… 5千件を超える個人情報を事業活動に利用している事業者。非営利の団体や個人も含まれます。（法第2条）

Q2 個人情報保護法で義務が課せられるのは？

市民の義務はないのですか？



法でさまざまな義務が課せられるのは、5千件を超える個人情報を事業活動に利用している民間事業者（この法の義務の対象となる事業者を「個人情報取扱事業者」と言います。）です。つまり、5千件を超える個人情報を事業活動に利用していれば、自治会やNPO法人など非営利の団体であっても法の義務の対象（個人情報取扱事業者）となります。

法では、基本理念として、すべての者に対し、「個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。（法第3条）」と定めていますので、個人情報取扱事業者にならなくても（法の義務規定の対象ではなくても）、法の趣旨に沿って個人情報を適切に取り扱わなければなりません。

また、米子市においては、条例で全ての事業者及び市民のみなさんに対して個人情報の取扱いに関する努力義務を課しています。



米子市個人情報保護条例

【市民の責務（第4条）】

市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

【事業者の責務（第5条）】

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

5千件以下の個人情報を事業活動に利用している民間事業者や、事業活動をしていない市民のみなさんは、法の義務規定の対象となりませんが、



法の義務規定の対象ではなくても、
法の趣旨に沿って個人情報を適切に取り扱うことが大切です。

個人情報の取扱いについては、

- ・制度の趣旨に沿って適切に取り扱うことが大切です。
- ・自分の個人情報は、自分で守る意識を持ち、むやみに提供しないことが大切です。
- ・個人情報を提供する場合等は、利用目的や取扱いの管理体制を確認しましょう。

Q3 どんなものが「個人情報」？



氏名、生年月日、住所、家族関係、職業など、特定の個人を識別することができる情報をいいます。その情報自体によって特定の個人を識別できるもののほか、他の情報と容易に照合することができ、それによって特定の個人が識別できるものも含まれます。写真や映像も個人情報になる場合があるので注意してください。

Q4 死者の個人情報は、法の対象？

法では、生存する個人に関する情報（法第2条）に限っており、死者に関する情報については保護の対象とはなりません。ただし、その情報が、同時に生存する遺族などに関する情報である場合は、その遺族などに関する「個人情報」になります。



※ 米子市では、死者に関する情報についても、不適正な取扱いによって死者の名誉を傷つけるおそれがあるため、個人情報として取り扱い、その保護を図っています。

Q5 個人情報保護法ができたから、自治会名簿を作成・配布できなくなったのですか？



法は、名簿の作成や配布を禁止しているわけではありません。法の義務規定の対象となる、個人情報取扱事業者（5千件を超える個人情報を事業活動に利用している民間事業者）は、法に定めるルールを守れば名簿を作成・配布することができます。

一方、5千件を超える個人情報を利用していない自治会やサークル団体などは、法に定める事業者に対する義務規定は、適用されません。しかし、法の趣旨や、社会的な個人情報の意識の高揚を考慮し、適切に取り扱うことが、組織の運営上も会員の理解を得る上でも、もっとも望ましいといえます。名簿作成の留意点については、次を参考にしてください。



名簿を作成・配布するときのポイント

1 ルール作り

名簿や緊急連絡網を、どんな時に何のために使ってよいのかなど、利用目的、掲載項目、同意の取り方、管理方法などのルールをあらかじめ定め、できるだけ多くの会員の同意を得て作成・配布しましょう。また、ルールについては、名簿や緊急連絡網を保有する人への周知にも努めましょう。

2 利用目的

できるだけ具体的に利用目的を定め、それ以外には使わないようにしましょう。

- 例 ・ 会員相互の連絡・親睦のために使う ・ 緊急連絡に使う
・ 災害時要援護者の支援のために使う。

3 本人同意

趣旨を十分に説明し、あらかじめ本人の同意を得るようにしましょう。

- ※ 名簿の取扱いのルールに納得のいかない人（同意が得られない場合）の個人情報は勝手に掲載しないようにしましょう。同意が得られない方には、「管理者だけに知らせて、全員には知らせないようにする」、「氏名だけを掲載する」など同意が得られた項目の一部のみ掲載するなどの方法を提案し、同意してもらうようにしましょう。

それでも同意が得られない場合は名簿に載せないなどの対応が必要です。

- ※ 会員が多すぎて、作成する前に話し合うことが難しい場合には、同意を得る以外にも、本人の求めがあった場合には個人情報を削除することをあらかじめ明らかにした上で、作成・配布することができます。この場合、本人から削除の求めがあった場合には、速やかに個人情報を削除しましょう。

4 管理方法

名簿や緊急連絡網の配布先で目的に沿った利用や保管、廃棄が行われるよう、注意が必要です。

- ※ 災害時要援護者など取扱いに注意しなければならない情報は、管理者で把握・管理し、一般の会員に配布する名簿に掲載する情報とは分けて管理するとよいでしょう。
- ※ 廃棄のルール（次年度の新しい名簿を作るときは、古い名簿を回収して管理者が廃棄する、など）を決めておくと、管理が徹底されるでしょう。
- ※ 名簿や緊急連絡網は、管理者だけでなく名簿を持っている人全員が注意して管理することが大切です。名簿が外部のものに渡り、営業目的等に利用されたりすることのないよう、「この名簿は、会員相互の親睦のために利用するもので、他の利用を禁じます。」、「会員以外の人の手に渡ることのないよう、取扱いには十分注意してください。」などの注意事項を、名簿の見やすい場所に明記しましょう。

本人の意向を確認することなく名簿を作成・配布すると、個人情報の提供を不安に思う会員とのトラブルが生じるケースがあります。

トラブルを避けるためには、利用目的や管理方法などについて説明し、趣旨を理解してもらい同意を得ることが一番です。

Q 6 会員名簿を作成していますが、会員には配布せず事務局で管理しています。ある会員から他の会員の連絡先を教えてください、という問い合わせがありました。回答してもいいですか？



名簿作成時（事前）に、他の会員の問い合わせに回答することの了承を得ていれば問題ありませんが、そうでなければ、問い合わせの対象者の方に了承を得た上で、連絡先を教えましょう。

Q 7 敬老会で長寿のお祝い記念品を贈呈するため、該当者の住所や生年月日を調べる必要があります。回覧板で該当者に記入してもらってもいいですか？



記載事項が他の会員に回覧される前提で、本人に記入してもらうわけですから、本人の同意が得られていると考えられ、個人情報保護法違反にはなりません。

しかし、生年月日など他人に知られたくない人もいますので、会員の目に触れる回覧板ではなく直接役員に報告してもらうなど、他人に知られたくない人に対して配慮した方法も検討してみてください。

Q 8 絵画サークルの展覧会で、作品と一緒に作者の氏名・年齢を発表したいのですが、その際、全員から同意を得なければいけませんか？



あらかじめ、サークル入会の申込みや作品募集の際に、展覧会で作品と作者の氏名・年齢を発表することを明らかにしておけば、改めて同意を得る必要はありません。掲載を希望しない方がいる場合は、同意を得ることができた人・同意を得ることができた項目のみを掲載するようにしましょう。

Q 9 個人情報保護法があるのだから、統計調査の個人情報に関する部分は答えなくてもいいですか？

個人情報保護法とは別に、統計法によって、国勢調査等の統計調査については申告が義務づけられているので、答える必要があります。なお、調査で得られた情報については、統計法により、関係者に守秘義務が課されており、保護されます。



本人の同意を得ずに個人情報を提供できる場合

個人情報は、慎重に取り扱うべきものなので、第三者に提供する場合には原則として本人の同意を得てください。しかし、本人の同意を得なくても提供できる場合があります。次の場合を参考として対応してください。

1 法令に基づく場合

(例)・ 警察や検察等から、刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合

- ・ 弁護士から、振り込め詐欺に関連し、銀行に対して、弁護士法に基づく所要の弁護士照会があった場合
- ・ 地方公共団体や統計調査員から、統計法に基づく照会や協力依頼があった場合

2 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合

(例)・ 大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から医療機関に対して、患者に関する情報提供の依頼があった場合

- ・ 製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから家電販売店に対し、顧客情報の提供依頼があった場合

3 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合

(例)・ 地域がん登録事業において、地方公共団体から医療機関に対して、がんの診療情報の提供依頼があった場合

4 国等に協力する場合

(例)・ 税務署等から事業者に対して、任意の顧客情報の提供依頼があった場合

- ・ 犯罪の防止その他公共の安全と公共の秩序の観点から、警察機関が行う情報収集活動に協力する場合

個人情報保護法

【第 23 条（第三者提供の制限）】

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データ（※）を第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

※ 特定の個人情報を検索できるよう体系的に整理、記録されたデータベース等を構成する個人情報（紙媒体を含む）

Q10 警察から捜査上必要であるということで
会員情報の提供を求められています。捜査
に協力するために答えてもいいですか？

法令に定めのある場合（法第 23 条第 1 項第 1 号）や、警
察の捜査に協力する場合（法第 23 条第 1 項第 4 号）など
には、本人からの同意を得なくても、回答することができます。



Q11 大規模災害や事故等で病院に搬送されてきた
患者さんの家族からの、患者さんに関する情報
（入院しているかどうか、安否確認など）の問
い合わせに答えてもいいのでしょうか？



生命や身体のプロに必要な場合には、本人
の同意を得なくても、家族に情報を伝えるこ
とができます。（法第 23 条第 1 項第 2 号）



Q12 民生委員をしています、市町村や民間
の事業者から、活動に必要な個人情報の提
供を受けることはできますか？



民生委員の活動のための情報提供

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受けた人で、特別職の地方公務員（鳥取県内の民生委員は、鳥取県の特別職の非常勤職員）と位置づけられ、守秘義務も課せられています。

民生委員は、地域で支援や援助を必要とする住民の相談に応じたり、福祉事務所とも連携して活動を行ったりしています。活動の円滑な実施のためには、個人情報の適切な提供が必要となる場合がありますが、民生委員が行う住民の援助活動などの法律に定める事務に必要なとされる場合については、個人情報保護法で禁じられている第三者提供の制限に例外に該当しますので、個人情報を提供することが許されています。

米子市における民生委員への個人情報の提供については、米子市個人情報保護条例に基づき、個別具体的に判断しています。

Q13 地震等の災害時に役立てるために、支援が必要と思われる一人暮らしの高齢者などの個人情報を自治会で収集していますが、その情報が外部に漏れて悪用されないか心配です。

地震や台風などの災害に備えて、一人で避難が困難と思われる方（災害時要援護者）に関する情報を自治会が収集しておくことは、災害時の迅速な援護活動を行うためにとても効果的です。

しかし、災害時要援護者に関する情報は、その取扱いに慎重を要する個人情報が含まれるところから、これらの情報が一般に知られると、悪質な訪問販売などに利用され、悪用されるおそれがあります。

したがって、これらの情報を収集・管理する上では、外部に漏れないよう、厳重な取扱いをすることが大切ですので、「一般の会員に配布する通常の名簿とは別に名簿を作成する」、「名簿は一般の会員に配布せず、執行部のみなど、取り扱う人を限定し、厳重に管理・保管する」など、厳重な取扱いをしましょう。



Q14 自治会での個人情報の取扱いについて、会員から不安の声がでています。不安解消のために何か良い方法はないですか？



自治会などでの個人情報の取扱いについては、どんな時に何のために使うかなど、利用目的や管理方法などのルールを定め、これらについて会員への周知に努めるとよいでしょう。

個人情報を保護するための取扱い方針をまとめたプライバシーポリシー（個人情報の取扱方針）を作成して宣言することも会員の不安解消のためには有効ですし、個人情報の取扱いに対する信頼も高まります。

自治会等におけるプライバシーポリシー（個人情報の取扱方針）の作成については次を参考としてください。



《記載例》

プライバシーポリシー（個人情報の取扱方針）

〇〇会は、当〇〇会が保有する個人情報の考え方について下記のとおり定め、これに従って適切な取扱いを行います。

（利用目的の特定）

当〇〇会は、以下の利用目的の範囲内で個人情報を利用します。

- ・ 会員の加入・脱退の把握のため
- ・ 会員相互の連絡のため
- ・ 〇〇活動への参加者の把握のため
- ・ 名簿の作成・配布のため
- ・ 緊急連絡のため
- ・ 会員の相談に応じ、必要な援助を行うため
- ・ 会報を送付するため
- ・ 災害時要援護者の支援のため
- ・ 会費支払い状況の把握のため

それぞれの団体の活動内容に合わせて、できるだけ具体的に記載することが重要です。

個人情報の取得は、必要最小限の範囲にとどめると安心です。

（利用目的による制限）

当〇〇会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、上記利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱いません。ただし、利用目的を超えて利用する必要がある場合には、事前に会員にその目的を連絡します。新たな目的に同意できない場合には、会員本人の判断により、利用を拒否することができます。

（適正な取得）

当〇〇会は、偽りその他不正な手段により個人情報を取得しません。

「偽りその他不正な手段」とは、本人に対して個人情報を収集している事実や収集する目的を偽って取得する場合、正当な権限なく他人が管理する個人情報を取得する場合、カメラで隠し撮りする場合、十分な判断能力を有していない子供から親の個人情報を取得する場合等が考えられます。

（第三者提供の制限）

当〇〇会は、次の場合を除いて、あらかじめ会員本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供しません。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合
- ・ 公衆衛生・児童の健全育成に特に必要な場合
- ・ 国、地方公共団体等に協力する場合

会員とのトラブルを防ぐためにも、個人情報を第三者に提供する場合については、可能な限り本人の同意を得るなど、よく話し合っておくとよいでしょう。

（適正・安全管理）

当〇〇会は、個人情報を取り扱う管理担当者を定めます。

管理担当者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該情報の安全が図られるよう、必要かつ適切な監督を行い、漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。

災害時要援護者などの情報は、管理方法について詳しく記載するなど、特に注意が必要です。

また、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努め、ご希望に応じてご本人にお知らせし、適宜訂正等を行います。

（お問い合わせ先）

〇〇会事務局 会長〇〇 管理担当者〇〇

電話〇〇 F A X〇〇

メールアドレス〇〇（連絡専用アドレスの設定も一つの方法です。）

米子市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の取扱い（第6条—第10条の2）
- 第3章 保有個人情報の開示等（第11条—第28条）
- 第4章 不服申立て（第29条・第30条）
- 第5章 雑則（第31条—第36条）
- 第6章 罰則（第37条—第42条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、個人の尊厳の確保と基本的人権の尊重のために個人情報の保護が重要であることにかんがみ、市の個人情報の取扱いに係る基本原則及び自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める市民の権利を明らかにすることにより、個人情報の管理の適正を期するとともに、市民の個人情報を保護し、もって市民に信頼される市政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者及び議会をいう。
- （2）実施機関の職員 実施機関に属する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。）をいう。
- （3）個人情報 個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報
 - イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- （4）保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（米子市情報公開条例（平成17年米子市条例第22号）第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- （5）事業者 法人その他の団体（国等（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）、他の地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）をいう。以下同じ。）を除く。）及び事業を営む個人をいう。

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の主旨を十分に理解し、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関及び実施機関の職員は、個人情報の保護の

重要性を認識し、この条例の適用に当たり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

- 3 実施機関の職員又は実施機関の職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに関し、その権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する市の施策に協力するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の届出等）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務の目的
- （3）個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- （4）個人情報取扱事務の対象者の範囲
- （5）個人情報の記録項目
- （6）個人情報の収集方法
- （7）前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定により届け出た事項を変更し、又は当該届出に係る個人情報取扱事務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 実施機関は、緊急かつやむを得ないときは、前2項の規定にかかわらず、個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後においてこれらの規定による届出をすることができる。

4 市長は、前3項の規定により届出のあった事項を一般の閲覧に供しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報については、適用しない。

- （1）実施機関の職員又は国等の職員若しくは役員の職務の遂行に関するもの
- （2）実施機関の職員又は実施機関の職員であった者の人事に関するもの
- （3）公報、出版、報道等により公にされているもの
- （4）一時的な使用であって、短期間に廃棄され、又は消去されるもの
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が第1項の規定による届出の必要がないと認めたもの（個人情報の収集の方法及び制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報取扱事務の目的を明らかにするとともに、適法かつ公正な手段により、当該目的の達成のために必要な範囲内で行わなければならない。

2 前項の規定による個人情報の収集は、当該個人情報

に係る本人から行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該個人情報に係る本人以外の者から個人情報を収集することについて、当該本人の同意があるとき。
 - (2) 当該個人情報の収集が法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくものであるとき。
 - (3) 他の実施機関から個人情報の提供を受けるとき。
 - (4) 当該個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。
 - (5) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が米子市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。
- 3 実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該個人情報の収集が法令等の規定に基づくものであるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと認めるとき。

(保有個人情報の利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報について、収集した目的以外の目的への利用又は当該実施機関以外の者への提供(以下「目的外利用等」という。)をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 保有個人情報の目的外利用等を行うことについて、当該保有個人情報に係る本人(以下単に「本人」という。)の同意があるとき。
- (2) 当該保有個人情報の目的外利用等が法令等の規定に基づくものであるとき。
- (3) 当該保有個人情報が公報、出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 保有個人情報を利用することが実施機関の所掌する事務の遂行に必要であり、かつ、欠くことができないものであって、当該利用により当該本人又は本人以外の者の権利利益を不当に害するおそれがないと認められる場合において、当該保有個人情報を当該実施機関で収集した目的以外の目的に利用し、又は他の実施機関に提供するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて、公益上の必要その他相当な理由があると認めるとき。

2 実施機関は、前項(第5号を除く。)の規定により実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受ける者に対して、当該保有個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

3 実施機関は、公益上の必要があり、かつ、保有個人情報について必要な保護措置が講じられていると認

める場合を除き、実施機関以外の者に対し、通信回線により結合された電子計算機(実施機関の保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にあるものに限る。)を用いて、保有個人情報を提供してはならない。

(個人情報の適正管理)

第9条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の執行に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報については、確実かつ速やかに、廃棄し、又は消去しなければならない。

(委託等に伴う措置)

第10条 実施機関は、個人情報の処理その他の個人情報の取扱いを伴う業務を、実施機関以外の者に委託しようとするとき又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が設置する公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理を行う者をいう。以下同じ。)に行わせようとするときは、当該委託を受ける者(以下「受託者」という。)又は指定管理者に対し、当該受託者又は指定管理者が講ずべき個人情報の保護のために必要な措置を明らかにしなければならない。

(受託者及び指定管理者の責務)

第10条の2 受託者及び指定管理者は、当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)及び当該指定管理者が行う業務(以下「指定管理業務」という。)の範囲内で、個人情報の保護に関し実施機関と同様の責務を負うものとし、実施機関の指示に従い、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者若しくは受託者であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者及び指定管理者若しくは指定管理者であった者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託業務及び指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第3章 保有個人情報の開示等

(開示請求権)

第11条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に係る保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 開示請求は、本人がすることができないやむを得ない理由があると認められる場合に限り、代理人により、することができる。

(開示請求の手続)

第12条 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出しなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 代理人により開示請求をする場合は、その理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、開示請求書を提出する際、実施機関に対し、当該本人又はその代理人であ

ることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（実施機関の開示義務）

第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等の規定により、本人に開示することができないと明示されている情報
- (2) 本人の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれのある情報
- (3) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関する情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの
- (4) 未成年者の法定代理人により開示請求がされた場合において、開示することにより当該開示請求に係る未成年者の権利利益に反することとなると認められる情報
- (5) 本人以外の個人情報が含まれている情報であって、開示することにより、当該本人以外の者の正当な権利利益を害することとなると認められるもの
- (6) 米子市情報公開条例第7条第2号から第7号までに規定する非公開情報に該当する情報であって、本人に開示しないことが適当であると認められるもの

（保有個人情報の一部開示）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

- 2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報を開示するときは、その除いた部分の程度を明示しなければならない。ただし、当該除いた部分の程度を明示することにより、不開示情報を除くことにより保護される権利利益が害されるときは、この限りでない。

（裁量的開示）

第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第13条第1号に規定するものを除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（保有個人情報の存否に関する情報）

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開

示請求者に対し、その旨（一部を開示するときは、開示しない部分及びその理由を含む。）並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

- 3 前2項の理由は、その根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

- 4 実施機関は、前項の理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、その時期を明らかにしなければならない。

（開示決定等の期限）

第18条 前条第1項又は第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、当該開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関のうち議会が開示決定等をする場合において、前2項の規定による開示決定等をしなければならない期間（以下この項において「開示決定等の期間」という。）に、任期満了、議会の解散その他の事由により議会の議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該議長及び副議長がともに欠けている期間の日数は、開示決定等の期間の日数に算入しない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第19条 開示請求に係る保有個人情報に国等及び当該本人以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第15条の規定により開示しようとするときは、第17条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与なければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

- 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該開示請求に係る保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期間を短縮することができる。

- (1) 当該保有個人情報を速やかに開示しなければ

ならない公益上の必要があるとき。

(2) 反対意見書を提出した者の権利利益を害さないことが明らかであるとき。

4 前項の場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第20条 実施機関は、開示決定をしたときは、前条第3項に規定する場合を除き、開示請求者に対し、速やかに、保有個人情報を開示しなければならない。

2 保有個人情報の開示の方法については、米子市情報公開条例第14条第2項及び第3項の規定を準用する。
(訂正の請求)

第21条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報について事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加及び削除を含む。)を請求することができる。

(利用の停止等の請求)

第22条 何人も、実施機関が保有する自己に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、又は第8条の規定に違反して利用されているとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条の規定に違反して提供されているとき。当該保有個人情報の提供の停止

第23条 削除

(訂正等の請求の手續)

第24条 第21条の訂正又は第22条の規定による措置(以下「訂正等」という。)の請求(以下「訂正等請求」という。)をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1) 訂正等請求をする者の氏名及び住所

(2) 訂正等請求に係る保有個人情報の部分及びその内容並びに訂正等請求をする理由

(3) 代理人により訂正等請求をする場合は、その理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正等請求の対象となる保有個人情報は、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報に限るものとする。

3 訂正等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

4 訂正等請求をする者は、当該訂正等請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示し、又は提出しなければならない。

5 第11条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、訂正等請求について準用する。

(訂正等請求に対する措置)

第25条 実施機関は、訂正等請求があったときは、当該訂正等請求があった日から30日以内に、訂正等をするか否かの決定をしなければならない。ただし、前条第5項において準用する第12条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間の日数に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定す

る期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正等請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかに、当該延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第18条第3項の規定は、前2項の規定により、実施機関のうち議会が訂正等の決定をする場合について準用する。

4 実施機関は、第1項の決定をしたときは、速やかに、訂正等請求者に対し、当該決定の内容(訂正等をしない旨の決定であるときは、その理由を含む。)を書面により通知しなければならない。

5 第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により理由を通知する場合について準用する。

(訂正等をしない保有個人情報)

第26条 実施機関は、訂正等請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものである場合は、当該保有個人情報の訂正等をしないものとする。

(1) 法令等の規定により訂正等を行うことができないとされているもの

(2) 当該実施機関に訂正等を行う権限がないもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、訂正等をしないことに正当な理由があるもの

(訂正等の実施)

第27条 実施機関は、第25条第1項の規定により訂正等をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正等をしなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保有個人情報の訂正等をした場合において、必要があると認めるときは、速やかに、当該保有個人情報の提供先への通知その他必要な措置をとらなければならない。

(手数料等)

第28条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 開示請求者が保有個人情報の写しの交付又は送付を求めた場合における当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

第4章 不服申立て

(審査会への諮問)

第29条 開示決定等又は第25条第1項の決定について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び次条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき(当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。))。

(3) 不服申立てに係る訂正等の決定(訂正等請求の全部を容認して訂正等をする旨の決定を除く。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等をするとき。

2 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求者(これらの者が不

服申立人又は参加人である場合を除く。)

- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した者(その者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第30条 第19条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定
(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第5章 雑則

(苦情の処理)

第31条 実施機関は、当該実施機関による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、必要な調査を行った上、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

2 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は個人情報の適正な取扱いについての助言若しくは指導をすることができる。

(国等との協力)

第32条 市長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国等に対して協力を要請し、又は国等からの協力の要請に応ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第33条 市長は、毎年度この条例の施行の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(出資法人の個人情報保護)

第34条 市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人は、この条例の規定に基づき実施機関が行う個人情報の保護に関する施策に留意し、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(適用除外等)

第35条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために収集された個人情報
(2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査により収集された個人情報
(3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集により得られた個人情報
(4) 図書館その他の市の施設において、一般の利用に供することを目的として管理されている公文書に記録されている個人情報
2 他の法令等(米子市情報公開条例を除く。)に個人に係る情報の開示又は訂正等の請求に関する規定があるときは、当該他の法令等の定めるところによる。

(委任)

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第6章 罰則

第37条 実施機関の職員若しくは実施機関の職員であった者、受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 前項の「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

第38条 前条第1項に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第39条 受託者若しくは指定管理者の代表者又は受託者若しくは指定管理者の代理人、使用人その他の従業者が、その受託業務又は指定管理業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該受託者又は指定管理者に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第40条 実施機関の職員が、その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第41条 第37条から前条までの規定は、本市の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第42条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

相談窓口のご案内

個人情報の取扱いについて
疑問に思ったら、相談窓口へ



民間事業者が取扱う個人情報について

民間事業者の個人情報の取扱いについて疑問などがある場合は、次の相談窓口へ相談してください。

- **個人情報を取り扱っているそれぞれの民間事業者の相談窓口**
- **認定個人情報保護団体**
個人情報取扱事業者の適正な個人情報の確保を目的として主務大臣の認定を受けた団体です。対象となる民間事業者に対する個人情報の取扱いに関する苦情や相談に応じます。
対象事業等分野別の個人情報保護団体の一覧は、内閣府の個人情報保護のホームページをご覧ください。
- **国民生活センター**
消費生活全般に関する苦情や問い合わせの処理にあたっている独立行政法人です。民間事業者の個人情報の取扱いに関する相談については、専門の相談員が受け付け、相談の解決に努めています。
電話番号 03-5475-3711
- **内閣府（国民生活局企画課個人情報保護推進室）**
個人情報保護法の解釈や個人情報の取扱いなどについての相談を行っています。
個人情報相談ダイヤル 03-3581-9778

国の行政機関や地方公共団体が取扱う個人情報について

地方公共団体や国の行政機関が保有する個人情報については、取り扱っているそれぞれの相談窓口へ相談してください。

- **地方公共団体**
 - ・ **鳥取県**（総務部県民室情報公開担当） 電話番号 0857-26-7753
鳥取県の個人情報保護のホームページ
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=23593>
 - ・ **米子市**（総務部総務管財課情報公開係） 電話番号 0859-23-5352
米子市の情報公開・個人情報保護のホームページ
http://www.yonago-city.jp/section/soumu/j_koukai/index.htm
 - **国の行政機関、独立行政法人等**
国の行政機関、独立行政法人等における個人情報の保護に関する手続や制度は、総務省に情報公開・個人情報保護総合案内所が設置されています。
 - ・ **鳥取行政評価事務所**
情報公開・個人情報保護総合案内所 電話番号 0857-25-5065
 - ・ **総務省**（行政管理局行政情報システム企画課個人情報保護室） 電話番号 03-5253-5111
- ※ 国の行政機関、独立行政法人等における個人情報の取扱い、相談窓口については、総務省の「行政機関・独立行政法人等の個人情報の保護」のホームページをご覧ください。
<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>



個人情報保護法に関する内容及び相談窓口については、内閣府の個人情報保護のホームページをご覧ください。

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koin/index.html>